

家畜改良増殖法施行規則第七条第二項の規定に基づく種畜の等級の判定基準

発令 : 平成24年1月4日号外農林水産省告示第9号

最終改正 : 平成28年3月25日農林水産省告示第852号

改正内容 : 平成28年3月25日農林水産省告示第852号[平成28年4月1日]

家畜改良増殖法施行規則第七条第二項の規定に基づく種畜の等級の判定基準

〔平成二十四年一月四日号外農林水産省告示第九号〕

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第七条第二項の規定に基づき、同条第一項の種畜の等級の判定基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から施行し、同日付けで、昭和五十九年八月六日農林水産省告示第千五百四十二号（種畜の等級の判定基準を定める等の件）は、廃止する。

家畜改良増殖法施行規則第7条第1項の種畜の等級の判定基準は、次のとおりとする。

1 牛

(1) 乳用種

		特級	1級	2級	級外
ホルスタイン種	血統	血統証明書を有すること。	同左	同左	
	能力	別記1の1の(1)の遺伝的能力評価の成績がAクラスであること。	別記1の1の(1)の遺伝的能力評価の成績がBクラスであること。	左記以外のもの	
	体型	別記2の1の(1)の体型基準に適合すること。	同左		
その他の品種	血統		血統証明書を有すること。	同左	左記以外のもの
	能力		別記1の1の(2)の後代の能力検定を受けていること。	左記以外のもの	

	体型		ジャー ジー種、 ブラウン スイス 種、エア シャー種 及びガー ンジー種 にあつて は、別記 2の1の (1)の 体型基準 に適合す ること。		
--	----	--	--	--	--

(2) 肉用種

		特級	1級	2級	級外
黒毛和種、褐毛 和種及び日本短 角種	血統	血統証明 書を有す ること。	同左	同左	
	能力	別記1の 1の (3)の 産肉能力 検定の成 績がAク ラスであ ること。	別記1の 1の (3)の 産肉能力 検定の成 績がBク ラスであ ること。	左記以外 のもの	
	体型	別記2の 1の (2)の 体型基準 に適合す ること。	同左		
無角和種	血統		血統証明 書を有す ること。	同左	
	能力		別記1の 1の (3)の 産肉能力 検定を受	左記以外 のもの	

			けていること。		
	体型		別記2の1の(2)の体型基準に適合すること。		
その他の品種	血統		血統証明書を有すること。	同左	左記以外のもの
	能力		別記1の1の(3)の産肉能力検定を受けていること。	左記以外のもの	
	体型		アンガス種及びヘレフォード種にあっては、別記2の1の(2)の体型基準に適合すること。		

2 馬

		特級	1級	2級	級外
全ての品種	血統	血統証明書を有すること。	同左	同左	左記以外のもの
	能力	2級以上に該当する種畜を3頭以上生産していること。	2級以上に該当する種畜を1頭以上生産していること。	左記以外のもの	
		ブルトン種、ペル	同左		

	体型	シュロン種、日本 ^{はん} 輓系種及び半血種（輓系）にあつては、別記2の2の体型基準適合すること。			
--	----	--	--	--	--

3 豚

		特級	1級	2級	級外
ヨークシャー種、パークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種、ハンプシャー種及びデュロック種	血統	血統証明書を有すること。	同左	同左	
	能力	別記1の2の産肉能力検定の成績がAクラスであること。	別記1の2の産肉能力検定の成績がBクラスであること。	左記以外のもの	
	体型	別記2の3の体型基準に適合すること。	同左		
その他の品種	血統		血統証明書を有すること。	同左	左記以外のもの
	能力		別記1の2の産肉能力検定を受けていること。	左記以外のもの	
	体型				

(注) この告示において「血統証明書」とは、次に掲げる証明書をいう。

- (1) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）第32条の2第1項の規定により登録規程の承認を受けて家畜登録事業を行う者（以下「家畜登録機関」という。）が、当該登録規程の定めるところにより発行する家畜の血統についての証明書

- (2) 法第32条の2第1項に規定する登録規程に定めがない品種については、外国の政府機関により発行され、かつ、家畜の血統を確かめ、又は信ずる旨を記載した証明書
前文〔抄〕〔平成二八年三月二五日農林水産省告示第八五二号〕

平成二十八年四月一日から施行する。

別記1

1 牛

(1) 遺伝的能力評価

定義

「遺伝的能力評価」とは、独立行政法人家畜改良センターが実施する乳用牛の遺伝的能力評価をいう。

評価方法

独立行政法人家畜改良センターが発表する総合指数(NTP; Nippon Total Profit Index)において等級を判定する日の直近の順位が上位40位以内のものをAクラスとし、41位以下のものをBクラスとする。

(2) 後代能力検定

「後代能力検定」とは、家畜の能力検定に関する国際委員会(International Committee for Animal Recording)が定める能力検定をいう。

(3) 産肉能力検定

定義

「産肉能力検定」とは、家畜登録機関が定める現場後代検定、間接検定及び直接検定をいう。

評価方法

現場後代検定又は間接検定において、次の評価基準を満たすものをAクラスとし、それ以外のもの及び直接検定を受けているものをBクラスとする。

評価基準

	日齢枝肉重量	脂肪交雑(Beef Marbling Standard)
黒毛和種	567(607)g以上	5.8(3.3)以上
褐毛和種(熊本系)	650g以上	3.8以上
褐毛和種(高知系)	580g以上	3.7以上
日本短角種	625g以上	2.1以上

注：黒毛和種の括弧内は間接検定の評価基準であり、それ以外は現場後代検定の評価基準である。

2 豚

定義

「産肉能力検定」とは、家畜登録機関が定める直接検定及び現場直接検定をいう。

評価方法

ア 直接検定

次の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た数値が5以上のものをAクラスとし、4以下のものをBクラスとする。

評価基準

	飼料要求率		

	1日平均増 体量		ロース芯の 太さ	背脂肪層の 厚さ
ヨーク シャー種	750g以 上	3.2以下	32cm ² 以 上	2.0cm以 下
バーク シャー種	750g以 上	3.2以下	32cm ² 以 上	2.0cm以 下
ランドレー ス種	950g以 上	2.8以下	36cm ² 以 上	1.6cm以 下
大ヨーク シャー種	970g以 上	2.8以下	36cm ² 以 上	1.6cm以 下
ハンブ シャー種	1,030 g以上	2.8以下	38cm ² 以 上	1.5cm以 下
デュロック 種	1,030 g以上	2.8以下	38cm ² 以 上	1.5cm以 下
相対重要度	3	2	1	2

イ 現場直接検定

次の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た数値が3以上のものをAクラスとし、2以下のものをBクラスとする。

評価基準

	1日平均増体 量	ロース芯の太 さ	背脂肪層の厚 さ
ヨークシャー種	750g以上	32cm ² 以上	2.0cm以下
バークシャー種	750g以上	32cm ² 以上	2.0cm以下
ランドレース種	950g以上	36cm ² 以上	1.6cm以下
大ヨークシャー種	970g以上	36cm ² 以上	1.6cm以下
ハンブシャー種	1,030g 以上	38cm ² 以上	1.5cm以下
デュロック種	1,030g 以上	38cm ² 以上	1.5cm以下
相対重要度	3	1	2

別記2

1 牛

(1) 乳用種

次の品種の体型基準に適合していること。

ホルスタイン種

生後60か月齢以上のものにあつては、体高152cm以上であること。
 ジャージー種
 生後60か月齢以上のものにあつては、体高135cm以上であること。
 ブラウンスイス種
 生後60か月齢以上のものにあつては、体高140cm以上であること。
 エアシャー種
 生後60か月齢以上のものにあつては、体高145cm以上であること。
 ガーンジー種
 生後60か月齢以上のものにあつては、体高140cm以上であること。

(2) 肉用種

次の品種の体型基準に適合していること。

黒毛和種

生後48か月齢以上のものにあつては、体高140cm以上であること。

褐毛和種(熊本系)

生後48か月齢以上のものにあつては、体高139cm以上であること。

褐毛和種(高知系)

生後48か月齢以上のものにあつては、体高140cm以上であること。

日本短角種

生後48か月齢以上のものにあつては、体高140cm以上であること。

無角和種

生後48か月齢以上のものにあつては、体高144cm以上であること。

アンガス種

生後36か月齢以上のものにあつては、体高140cm以上であること。

ヘレフォード種

生後36か月齢以上のものにあつては、体高136cm以上であること。

2 馬

次の品種の体型基準に適合していること。

ブルトン種

2歳以上のものにあつては、体高150cm以上であること。

ペルシュロン種

2歳以上のものにあつては、体高152cm以上であること。

日本輓系種

2歳以上のものにあつては、体高150cm以上であること。

半血種(輓系)

2歳以上のものにあつては、体高150cm以上であること。

3 豚

次の品種の体型基準に適合していること。

ヨークシャー種

生後24か月齢以上のものにあつては、体高78cm以上であること。

パークシャー種

生後24か月齢以上のものにあつては、体高78cm以上であること。

ランドレース種

生後24か月齢以上のものにあつては、体高82cm以上であること。

大ヨークシャー種

生後24か月齢以上のものにあつては、体高86cm以上であること。

ハンプシャー種

生後24か月齢以上のものにあつては、体高88cm以上であること。

デュロック種

生後24か月齢以上のものにあつては、体高87cm以上であること。

○農林水産省告示第 号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第七条第二項の規定に基づき、平成二十四年一月四日農林水産省告示第九号（種畜の等級の判定基準を定める等の件）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

岩 田 巻

岩 田 福

別記 1

1 牛

- (1)・(2) (略)
 (3) 産肉能力検定

- ① (略)
 ② 評価方法

現場後代検定又は間接検定において、次の評価基準を満たすものをAクラスとし、それ以外のもの及び直接検定を受けているものをBクラスとする。

評価基準

	日齢枝肉重量	脂肪交雑 (Beef Marbling Standard)
黒毛和種	<u>607</u> (629)g 以上	<u>7.2</u> (3.3)以上
褐毛和種 (熊本系)	<u>697</u> g 以上	<u>3.9</u> 以上
褐毛和種 (高知系)	<u>562</u> g 以上	<u>3.4</u> 以上
日本短角種	<u>602</u> g 以上	<u>2.2</u> 以上

注：黒毛和種の括弧内は間接検定(脂肪交雑は脂肪交雑評価基準)の評価基準であり、それ以外は現場後代検定の評価基準である。

2 豚

- ① (略)
 ② 評価方法
 ア 直接検定

次の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た

別記 1

1 牛

- (1)・(2) (略)
 (3) 産肉能力検定

- ① (略)
 ② 評価方法

現場後代検定又は間接検定において、次の評価基準を満たすものをAクラスとし、それ以外のもの及び直接検定を受けているものをBクラスとする。

評価基準

	日齢枝肉重量	脂肪交雑 (Beef Marbling Standard)
黒毛和種	<u>567</u> (607)g 以上	<u>5.8</u> (3.3)以上
褐毛和種 (熊本系)	<u>650</u> g 以上	<u>3.8</u> 以上
褐毛和種 (高知系)	<u>580</u> g 以上	<u>3.7</u> 以上
日本短角種	<u>625</u> g 以上	<u>2.1</u> 以上

注：黒毛和種の括弧内は間接検定の評価基準であり、それ以外は現場後代検定の評価基準である。

2 豚

- ① (略)
 ② 評価方法
 ア 直接検定

次の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た

数値が5以上のものをAクラスとし、4以下のものをBクラスとする。

評価基準

	1 日平均増体量	飼料要求率	ロース芯の太さ	背脂肪層の厚さ
ヨークシャー種	745g 以上	3.1 以下	30 cm以上	1.7 cm以下
バークシャー種	745g 以上	3.1 以下	30 cm以上	1.7 cm以下
ランドレース種	910g 以上	3.0 以下	35 cm以上	1.8 cm以下
大ヨークシャー種	950g 以上	2.9 以下	35 cm以上	1.6 cm以下
ハンズシャー種	1,070g 以上	2.9 以下	35 cm以上	2.0 cm以下
デュロック種	1,070g 以上	2.9 以下	35 cm以上	2.0 cm以下
相対重要度	3	2	1	2

イ 現場直接検定

次の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た数値が3以上のものをAクラスとし、2以下のものをBクラスとする。

評価基準

	1 日平均増体量	ロース芯の太さ	背脂肪層の厚さ
ヨークシャー	745g 以上	30 cm以上	1.7 cm以下

数値が5以上のものをAクラスとし、4以下のものをBクラスとする。

評価基準

	1 日平均増体量	飼料要求率	ロース芯の太さ	背脂肪層の厚さ
ヨークシャー種	750g 以上	3.2 以下	32 cm以上	2.0 cm以下
バークシャー種	750g 以上	3.2 以下	32 cm以上	2.0 cm以下
ランドレース種	950g 以上	2.8 以下	36 cm以上	1.6 cm以下
大ヨークシャー種	970g 以上	2.8 以下	36 cm以上	1.6 cm以下
ハンズシャー種	1,030g 以上	2.8 以下	38 cm以上	1.5 cm以下
デュロック種	1,030g 以上	2.8 以下	38 cm以上	1.5 cm以下
相対重要度	3	2	1	2

イ 現場直接検定

次の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た数値が3以上のものをAクラスとし、2以下のものをBクラスとする。

評価基準

	1 日平均増体量	ロース芯の太さ	背脂肪層の厚さ
ヨークシャー	750g 以上	32 cm以上	2.0 cm以下

種 バークシヤ 種	745g 以上	30 cm ² 以上	1.7 cm 以下	種 バークシヤ 種	750g 以上	32 cm ² 以上	2.0 cm 以下
種 ラソドレー 種	910g 以上	35 cm ² 以上	1.8 cm 以下	種 ラソドレー 種	950g 以上	36 cm ² 以上	1.6 cm 以下
大ヨークシ ヤ 一種	950g 以上	35 cm ² 以上	1.6 cm 以下	大ヨークシ ヤ 一種	970g 以上	36 cm ² 以上	1.6 cm 以下
ハンブシヤ 種	1,070g 以上	35 cm ² 以上	2.0 cm 以下	ハンブシヤ 種	1,030g 以上	38 cm ² 以上	1.5 cm 以下
種 デユロツク 種	1,070g 以上	35 cm ² 以上	2.0 cm 以下	種 デユロツク 種	1,030g 以上	38 cm ² 以上	1.5 cm 以下
相対重要度	3	1	2	相対重要度	3	1	2